

令和6年3月4日（審議会）

## 長崎市火葬場整備計画審議会

- 議題： 1 基本計画における今後の人口推計等について
- 2 専門部会の設置について

# 1 基本計画における今後の人口推計等について

## (1) 火葬の現状等

### ア 火葬の現状

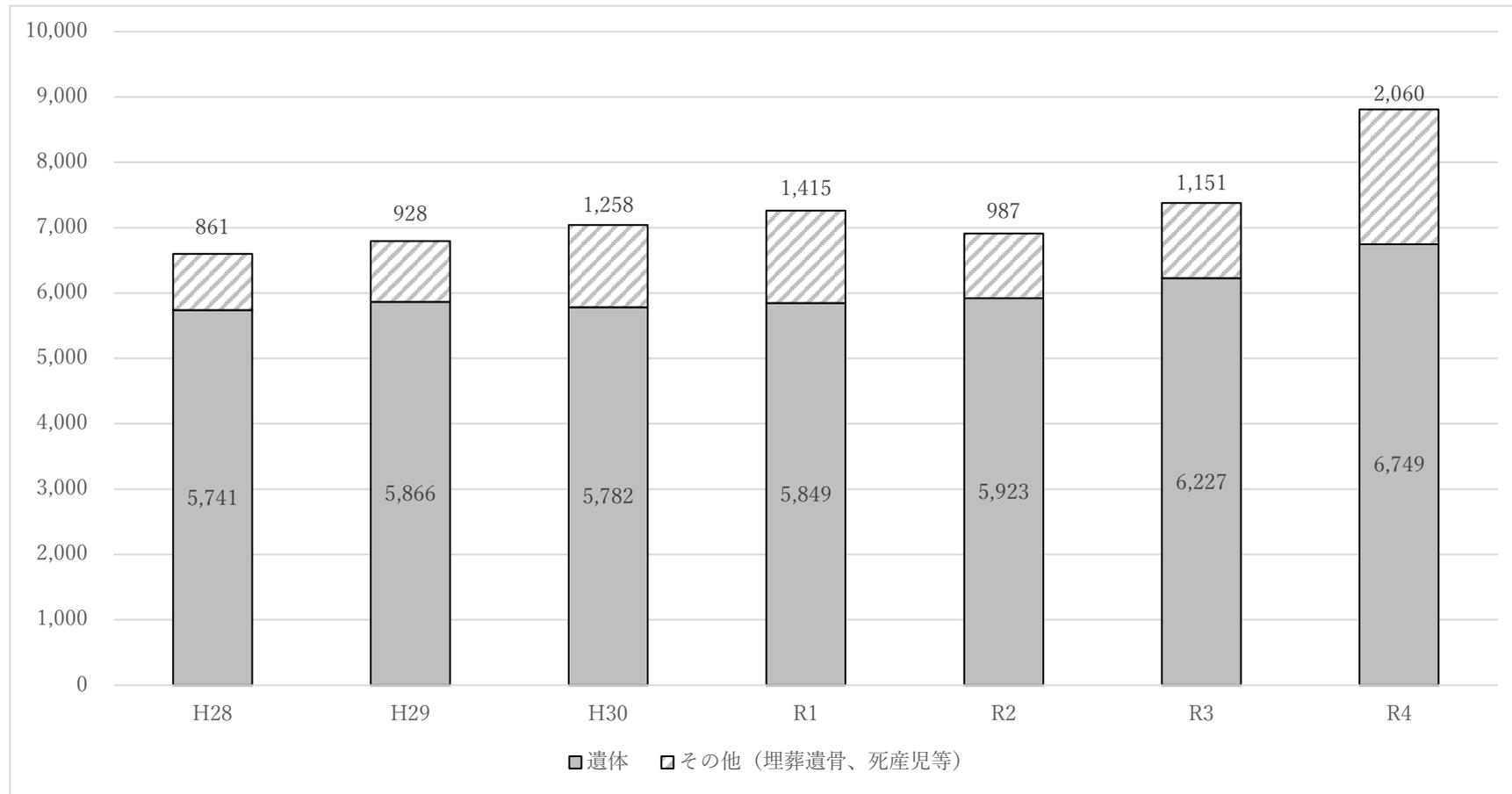
もみじ谷葬斎場における平成28年度から令和4年度までの火葬件数の推移については次のとおりです。

1年あたりの遺体火葬件数は高齢化の進展等により近年増加傾向にあり、令和4年度の件数は平成以降の最多件数を更新し、6,749件でした。1日あたりに換算すると約18.5件で、1日おける最大件数は29件でした。

表 もみじ谷葬斎場における年度ごとの火葬件数（単位：件）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
遺体(12歳以上)	5,725	5,850	5,775	5,837	5,912	6,213	6,726
遺体(12歳未満)	16	16	7	12	11	14	23
遺体(合計)	5,741	5,866	5,782	5,849	5,923	6,227	6,749
埋葬遺骨	512	545	918	1,105	702	907	1,110
死産児	92	104	62	76	72	38	739
肢体等	65	99	112	74	52	54	53
産汚物	192	180	166	160	161	152	158
その他(合計)	861	928	1,258	1,415	987	1,151	2,060
合計	6,602	6,794	7,040	7,264	6,910	7,378	8,809

図 もみじ谷葬斎場における年度ごとの火葬件数（単位：件）



## イ 将来人口の推計

火葬需要の将来推計にあたっては、将来人口から死亡者数を推計する必要があります。将来人口については、その一つとして国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。社人研の公表データはいずれも令和5（2023）年12月22日公表資料による）が公表している「将来の地域別男女5歳階級別人口」があり、将来人口推計は次のとおりとなっています。将来人口は、今後、長崎市、長与町、時津町のいずれも減少していくことが見込まれています。

表 長崎市・長与町・時津町の将来人口推計（単位：人）

地 域	総 人 口（人）					
	令和7年 （2025年）	令和12年 （2030年）	令和17年 （2035年）	令和22年 （2040年）	令和27年 （2045年）	令和32年 （2050年）
長崎市	381,884	362,388	342,057	321,182	300,255	280,138
長与町	39,161	37,049	34,739	32,295	29,794	27,295
時津町	28,580	27,352	25,984	24,528	23,044	21,524
合 計	449,625	426,789	402,780	378,005	353,093	328,957

## ウ 死亡者数の推計

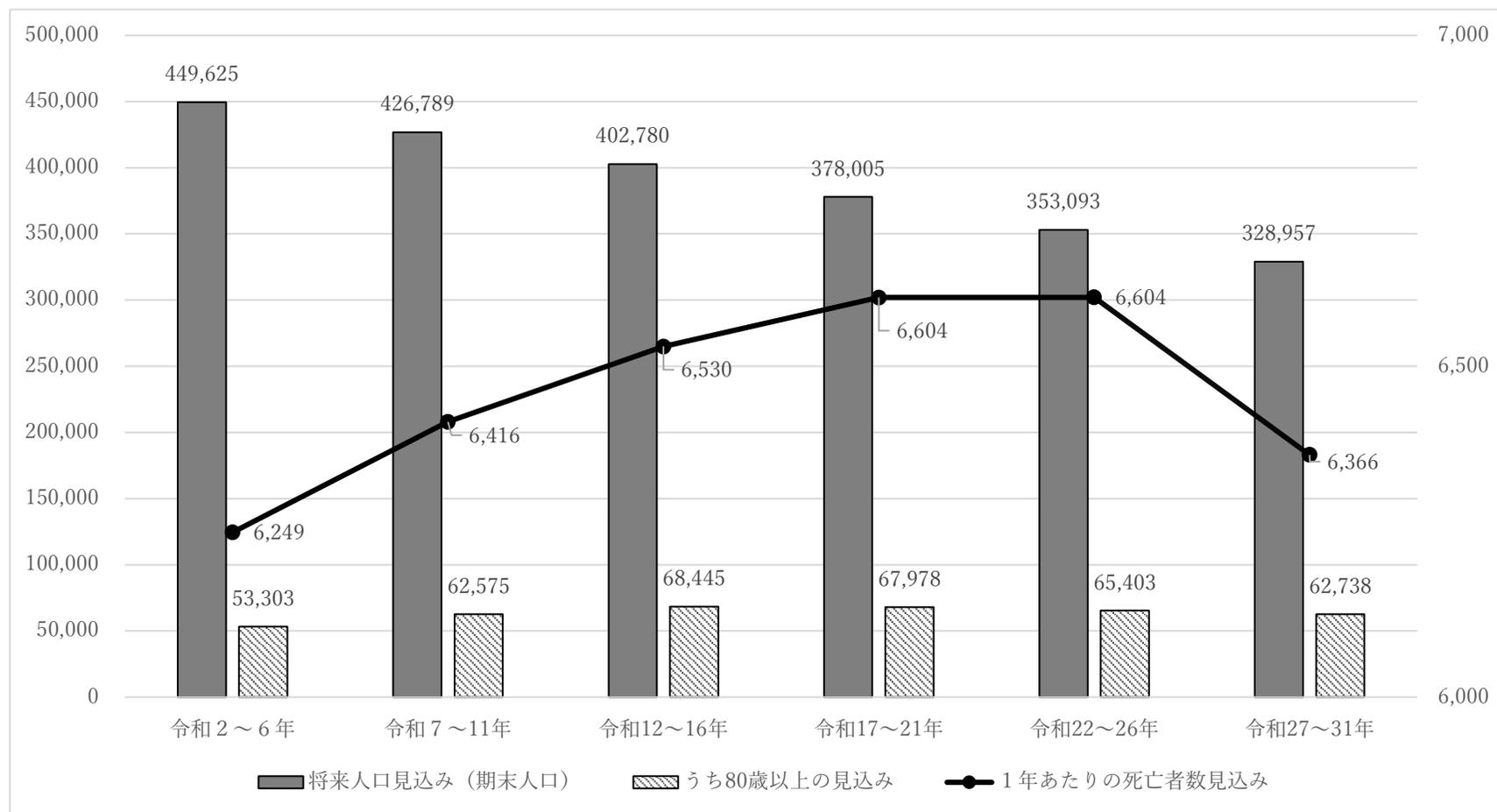
将来人口と死亡者数の推計は、社人研から報告されている「将来の生残率」を用いて推計すると、次のとおりです。

人口は今後減少していくことが見込まれますが、高齢化の進展等によって、令和 17 年に死亡者数はピークを迎え、令和 27 年以降は減少に転じることが見込まれます。

表 将来人口及び死亡者数の推計（単位：人）

年	1市2町の期末人口見込み		死亡者数見込み	
		うち80歳以上の見込み	5年間の総数 ①	1年あたりの数 ① ÷ 5
令和7～11年 (2025～2029年)	426,789	62,575	32,078	6,416
令和12～16年 (2030～2034年)	402,780	68,445	32,648	6,530
令和17～21年 (2035～2039年)	378,005	67,978	33,021	6,604
令和22～26年 (2040～2044年)	353,093	65,403	33,021	6,604
令和27～31年 (2045～2049年)	328,957	62,738	31,831	6,366

図 将来人口及び死亡者数の推計（単位：人）



## 2 専門部会について

### (1) 設置の目的

長崎市もみじ谷葬斎場の建替えに関する重要事項を調査審議（担当事務）するため、長崎市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき長崎市火葬場整備計画審議会（以下「審議会」という。）を設置しているが、担当事務のうち建設候補地の選定等に関する専門的な検討を行うもの。

### (2) 委員構成

会長の指名する委員及び臨時委員

### (3) 参考：臨時委員（定数・任期）

①定数 4人以内（審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときに置くことができる）

②任期 特別な事項の調査審議が終了する日まで

#### 長崎市火葬場整備計画審議会規則（抜粋）

（組織）

第2条 1～3 略

4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を4人まで置くことができる。

5 臨時委員は、特別の事項について専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 1～3 略

4 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了する日までの期間とする。

（部会）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。